

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成17年6月10日

議会事務局

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成17年6月10日(金) 午前10時 開会  
午後 1時57分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 森西 正	副委員長 森内一蔵	委員 川端福江
委員 大澤勝哉	委員 本保加津枝	委員 安藤 薫
委員 三好義治	委員 石橋徳治	
議長 木村勝彦	副議長 上村高義	議員 嶋野浩一郎

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	事務局次長 野杵雄三	同局次長代理 上 清隆
同局主幹 船寺順治	同局書記 日垣智之	同局書記 中井真穂

### 1. 案件

・平成17年第2回定例会の審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○森西委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けます。

助役。

○小野助役 おはようございます。

ご多忙の中、議会運営委員会を開催賜りまして、ありがとうございます。来る6月15日から開催予定の平成17年第2回定例会におきまして、お手元にございますように、報告案件7件、予算案件6件、条例案件7件、その他2件の合計22件を予定いたしております。案件の概要につきましては、総務部長から説明申し上げます。それぞれよろしくお取り計らいを賜りますよう、お願い申し上げます。

○森西委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、川端委員を指名します。

それでは第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは第2回定例会の案件の概要につきましてご説明申し上げます。

まずはじめに、報告第1号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成17年3月25日公布、平成17年4月1日施行されたことにより、平成17年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。主な改正点でございますが、不動産登記法の全面改正による条文整備、地方税法の改正により、引用条文の項ずれに伴う条文整備、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後、3年度分までの固定資産税及び都市計画税に限り、

当該土地を住宅土地とみなす処置を講ずる。阪神・淡路大震災による被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置、被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の適用期限をそれぞれ2年延長することとしております。

続きまして、報告第2号、平成16年度摂津市一般会計補正予算専決処分報告の件でございます。補正前342億9,303万5,000円、補正額4億3,419万2,000円、補正後額347億2,722万7,000円となります。市税で2億3,260万円の補正をはじめ、地方消費税8,559万1,000円等主要な歳入項目で決算見込みにより増額補正し、これらすべて4億3,419万2,000円を減債基金へ積み立てをするため、専決補正したものでございます。

続きまして、報告第3号、摂津市国民健康保健条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございます。これは、平成17年4月1日に公布、施行されました国民健康保険法施行令の改正に伴い、条例改正するものであります。国民健康保険給付費に関し、国と府との負担割合が変更されたことに伴う措置であり、平成17年4月1日専決としております。

続きまして、報告第4号、平成17年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分報告の件ですが、これは平成16年度の国民健康保険特別会計の決算収支見込額として、1億4,100万円の収支不足が見込まれ、赤字補てんのために平成17年度予算から、前年度繰上充用金として、平成17年5月31日に専決補正したものでございます。

報告第5号においても同様に、平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計補

正予算専決処分の報告でも、平成16年度決算収支見込みとして、4億2,500万円の収支不足のため、赤字補てんのために、平成17年度予算から前年度繰上充用金として、平成17年5月31日、専決補正したものでございます。

続きまして、報告第6号、平成16年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件ですが、平成16年度補正予算第4号で繰越明許費の設定をいたしました、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

款9、教育費、項2、小学校費、小学校耐震補強等事業、当初設定の全額2,200万円を繰越いたします。財源内訳として、国庫支出金1,127万3,000円。地方債1,000万円、一般財源72万7,000円を予定しております。

続きまして、報告第7号、平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件につきましては、公共下水道整備事業について、平成16年度補正予算第3号で設定いたしました1,120万円のうち、1,029万1,300円を繰越しするものでございます。財源内訳として、地方債1,020万円、一般財源9万1,300円を予定しております。

続きまして、議案第49号、平成17年度摂津市一般会計補正予算第1号ですが、補正前301億8,500万円、補正額250万円、補正後額301億8,750万円となります。主な項目は、議案第56号、子どもの安全安心都市宣言に係る消耗品費、消防職員採用経費、防災演習経費、府の補助事業の子どもの安全見守り隊事業、自学自習力育成サポート事業等、また現有人員での人件費の精

査で減額補正などを行っております。

その結果、不用額につきましては、財政調整基金へ4,014万6,000円を積立を予定しております。

続きまして、議案第50号、平成17年度摂津市水道事業会計補正予算ですが、資本的収入、資本的支出それぞれ7,220万円の補正を行います。これは企業債高金利対策に係る公営企業金融公庫からの高金利の借入分の借換を行うものであります。その結果、補正後額では、資本的収入では1億3,365万円、資本的支出は、10億4,607万6,000円となります。

続きまして、議案第51号、平成17年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算は、人件費の精査と過年度精算による国庫負担金等の返還金を計上したもので、補正前85億5,572万2,000円に1億9,274万6,000円を増額補正し、補正後額87億4,846万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第52号、平成17年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算ですが、過年度分国庫返還金等1,226万2,000円を計上し、その財源として、前年度繰越金を充当しております。補正前49億6,967万6,000円、補正額1,226万2,000円。補正後額49億8,193万8,000円となります。

続きまして、議案第53号、平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算ですが、水道事業会計の補正予算と同様に公営企業金融公庫の高金利分の借換債発行に伴うもので、借換債1億6,990万円と同額の元金償還金を計上しております。

補正前64億5,223万円、補正額1億6,990万円、補正後額66億2,

213万円となります。

続きまして、議案第54号、平成17年度摂津市介護保険特別会計補正予算ですが、これは人件費の精査に伴うものでございます。補正前30億3,242万3,000円、補正額302万1,000円の減額、補正後額30億2,940万2,000円となります。

続きまして、議案第55号は、動産取得に関する議案でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れ、若しくは売払に該当いたしますので、提案するものでございます。取得物品、児童用机・いす、契約方法、指名競争入札、契約金額2,141万550円となっております。

続きまして、議案第56号、子どもの安全安心都市宣言の件でございます。子ども一人ひとりのすこやかな成長を考え、見守ることが、あすの摂津のまちづくりにつながります。安全安心なまちづくりを目指すため、平成17年7月1日付けで子どもの安全安心都市宣言をいたします。

続きまして、議案第57号、摂津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件についてですが、これは平成17年4月1日施行の地方公務員法の改正に伴い、条例を制定するものであります。地方公務員法第58条の2で、職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限懲戒、服務等の人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を条例で定めることとされました。第1条では主旨を、第2条では任命権者の報告、第3条公平委員会の報告、第4条公表、第5条委任となっております。施行期日は公布の日から施行としております。

続きまして、議案第58号、摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件についてですが、これは市長公室の事務分掌で「人権及び同和対策に関すること」を「及び同和対策」を削除し「人権に関すること」に改めるものでございます。施行は平成17年7月1日からとしております。

続きまして、議案第59号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてですが、地方公務員法の改正に伴う条例改正で、同法の引用条文の条番号が変更されたことによるものであります。公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第60号、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件ですが、障害者基本法の改正により条例改正するものであり、引用している条番号が変更されたことによるものであり、公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第61号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件ですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うものでございます。

手指の障害の等級の改定、目の障害の等級の改定等により、本条例を改正するものでございます。公布の日から施行し、平成16年7月1日から適用することとしております。

続きまして、議案第62号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正による条例改正でございます。消防団員のうち、分団長、副分団長、部長及び班長のうち、勤

続年数10年から25年までの者に対して、退職報償金をそれぞれ2,000円引き上げております。公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第63号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これは対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う条例改正でございます。

燃料電池発電設備を新たに対象火気設備として位置づけ、内燃機関を原動力とする発電設備に関する事項の整備、火を使用する設備に付随する煙突に関する事項を整備、少量危険物等貯蔵する地下タンクに関する事項を整備することとしております。

平成17年10月1日から施行としておりますが、一部公布の日、及び平成17年12月1日から施行としております。

以上で案件の概略説明とさせていただきます。

○森西委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

それでは、委員会条例の改正について協議いたします。

事務局から説明をお願いします。

野杵次長。

○野杵事務局次長 それでは説明させていただきます。第1回定例会で収入役の事務の兼掌に関する条例が可決されまして、これに伴う規則改正におきまして、別紙資料のとおり、4月1日から収入役室が会計室に名称が改められました。去る2月18日の本委員会におきまして報

告いたしましたとおり、本市議会の委員会条例第2条には、総務常任委員会の所管として収入役室の所管に関する事項と定めていることから、収入役室の名称変更に伴いまして、委員会条例の改正が必要となっております。改正の内容につきましては、配付いたしております委員会条例の一部を改正する条例案のとおり、第2条第1号あ中、収入役室を会計室に改めるもので、提出者につきましては、議会運営委員ということでお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○森西委員長 説明が終わりました。説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 それではそのように決定します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。野杵次長。

○野杵事務局次長 それでは第2回定例会の審議日程案等について説明いたします。

まず、会期につきましては6月15日から6月29日までの15日間でございます。審議日程につきましては、本会議初日の6月15日は付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。この日の5時15分が議会議案の届出締め切りでございます。

16日が民生常任委員会と建設常任委員会、17日が総務常任委員会と文教常任委員会でございます。なお、16日には、建設常任委員協議会、17日には文教常任委員協議会が開催される予定でございます。

また、17日の正午が一般質問の届出締め切りでございます。

次に、24日が議会運営委員会、28日は本会議で一般質問、翌29日は本会議最終日で一般質問のあと付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。

また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程を仮決定お願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。続きまして、2ページからの議事日程について説明をいたします。

まず、6月15日につきましては、日程1が会期決定の件、日程2は先ほど提出が決まりました議会議案第7号で、議会運営委員長から提案理由の説明を受けたのち、即決でございます。採決方法につきましては、簡易採決でお願いいたします。

日程3は、議案第49号など14件で一括して、提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の常任委員会に付託でございます。

日程4は、報告第1号など5件で一括上程で即決でございます。

日程5は、報告第6号など2件で一括して報告を受けていただきます。

日程6は、議案第55号で即決でございます。

次に3ページの6月28日でございますが、一般質問でございます。29日につきましては、一般質問ののち、日程2議案第49号など委員会付託案件の14件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございます。ごらんのとおり、総務、建設、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の議案第49号、所管別の分割表に

つきましては、平成17年度一般会計補正予算につきまして、総務、文教、民生の各常任委員会で、各々審査をいただく内容でございます。なお、議会議案につきましては、6月15日本会議開会までに議場配付とさせていただきます。

以上、事務局からの説明といたします。

○森西委員長 説明が終わりました。

説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。三好委員。

○三好委員 付託表の中で、その議案第56号、子どもの安全安心都市宣言が、文教常任委員会に付託されているんですが、この子どもという位置づけの部分でいけば、就学、その幼稚園から就学にかけては文教常任委員会で適切だと思うんですが、子どもという位置づけになったら、そういう範囲でいけば、民生にもかかってくるんじゃないかというふうに思うんですが。この子どもの位置づけの部分での付託部分ですね、この辺をどういう観点で付託しているのか、お聞かせいただきたいと思うんですが。

○森西委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 今回の子どもの安全安心都市宣言につきまして、文教常任委員会付託とさせていただきますのは、この事務につきまして教育委員会が事務を所管してるということで、委員会条例に基づきます教育委員会が所管する事務ということで、今回は文教常任委員会に付託させていただいております。この案件が分割が可能なものでございましたら、例えば条例でございましたら条ごとの分割あるいは項目ごとの分割ということでも考えることはできますけれども、今回の場合、この案件を分割するということは技術的になかなか難しい面がございますので、文教常任委員会に付託ということをお願いしたいということで案をつくっ

ております。

○森西委員長 議長。

○木村議長 学校、幼稚園、保育所だけじゃなしに、例えば子ども虐待なんかの問題もありますね。

○森西委員長 三好委員。

○三好委員 そうそう、だから、子どもというその定義がね、一番基礎になってきて、たまたま付託表の中でやっている分だね。

○森西委員長 暫時休憩いたします。

(午前 10時24分 休憩)

(午後 1時48分 再開)

○森西委員長 再開いたします。

助役。

○小野助役 まずもって議案第56号につきまして、いろいろとお手数をわずらわせまして、大変申しわけございませんでした。改めてお詫び申し上げます。

この議案第56号に対します議会への説明等、また今日までの取り組みの検証、この宣言の内容でございますオール摂津の取り組みの今後のありよう等々にかんがみまして、この議案については、今日の議会の提案を見送りさせていただきまして、来る第3回定例会で再度種々ご意見を伺う中で、再度提案をさせていただきたいというふうに考えます。

なお、この議案第56号に伴います議案第49号の一般会計の補正予算第1号につきましても、予算を計上いたしておりますので、これにつきましてはこの1冊分をマル正でもって処理をさせていただくように、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○森西委員長 説明が終わりました。異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 異議がないようですので、事務局の方から、手続に関しましてご説

明いただきますでしょうか。

野杵次長。

○野杵事務局次長 それでは、ただいまの提案見送りにかかわりまして、事務局が作成いたしました審議日程等について、若干説明させていただきます。

お配りしております議事日程でございますが、2ページに、6月15日の日程でございますけれども、日程3として、議案第56号、子どもの安全安心都市宣言についてというのがございます。これについて削除いたします。

それから、次のページの6月29日の日程2の中ほどに同じく議案第56号がございます。これについて削除いたします。それから、その次のページに議案付託表をつけてます。これについては文教常任委員会に2点目に議案第56号がございます。これについて削除するという3点の削除ということでご審査をお願いしたいと思います。

○森西委員長 説明が終わりました。

それでは、理事者は退席いただいて結構です。

それでは何か質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 それでは説明のとおり決定します。

次に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

野杵次長。

○野杵事務局次長 報告事項として3点ございます。

まず1点目でございます。全国市議会議長会から表彰状の伝達式でございます。去る5月25日付けで全国市議会議長会から表彰されました皆様の表彰状の伝達式を6月15日の本会議開会前に行います。今回の表彰におきまして、正副議長として4年の表彰を山本善信議員が受け

られました。また、渡辺議員、森内議員、三好議員が15年表彰を受賞されておられます。

2点目が議場の理事者席の一部変更についてでございます。人事異動等に伴いまして、今回議場の理事者席について、一部変更しておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目が顔写真の撮影等についてでございます。北摂日刊記者クラブから、市議会議員選挙において、公平かつ迅速な報道を行うため、現職の市議会議員全員に候補者調査表の提出、並びに顔写真の撮影の依頼がございます。候補者調査表につきましては8月1日までの提出、顔写真については本会議初日であります6月15日の正午から午後1時までの間に、大会議室で撮影したいとのことでありますので、よろしくお願いいたします。

なお、このことにつきましては、本日文書で全議員に依頼されることになっております。メールボックスに投函させていただくということでございます。

以上でございます。

○森西委員長 説明が終わりました。

説明がありました3点についてよろしくお願いいたします。三好委員。

○三好委員 顔写真撮影はネクタイとスーツ姿とかいう部分でなんか基準あるんですか。

選挙の報道用ということから、ちょっとばらついてもどうかということもあるかと思いますが。

○森西委員長 議長。

○木村議長 それは地球の温暖化の京都議定書をどう認識しているかということはやっぱ市民が判断するので、それでよいのではないのでしょうか。

去年は関西広域連携協議会でやったり、今年も国の方針として小泉首相以下やっ

ている。これは何かと言えば、やはり今言いました京都議定書が発効して、CO2の削減が平成8年から12年で6%と困難やという状況の中で、我々どうそのことを認識するかという問題なので、私はこのままでいきます。

○森西委員長 岸本局長。

○岸本事務局長 いま、手元に依頼の文書を持っていますが、これきょう送付されますけど、そこに書いてありますのは、要するに撮影時には議員バッジは外し、氏名プレートを持っていただき、正面からの顔写真の撮影をいたしますというその部分はそれしか書いておりませんので、それ以上はちょっと申し上げられません。

○森西委員長 三好委員。

○三好委員 あとは服装はもう自由やということですね。

○森西委員長 岸本局長。

○岸本事務局長 この文書にはこういうように書いてますからね、ここには。

○森西委員長 暫時休憩します。

(午後1時55分 休憩)

(午後1時56分 再開)

○森西委員長 再開します。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西委員長 ないようですので、以上で本委員会を閉会します。

(午後1時57分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 森 西 正

議会運営委員 川 端 福 江